

## 6月から始まる定額減税①

6月から所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税が始まります。定額減税における「扶養親族」は、年齢の制限が無く、16歳未満の子も扶養親族となる為、事業所は従業員の扶養親族の人数をあらかじめ把握する必要があります。国税庁のHPにある令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書を作成しておく、従業員に何名の扶養親族がいるかがわかるので、計算等がスムーズになります。ただし、扶養親族の所得制限が48万円以下となっていますので、扶養親族となる方の所得が48万円を超える場合は定額減税における扶養親族とならない為、扶養親族となる方の所得には注意をしましょう。

住民税の定額減税では、毎月の給与から天引きをされている事業者は6月の給与からは天引きを行わず、翌月7月～来年5月までの11ヶ月の給与から天引きを行いますので、ご注意ください。

※定額減税開始後に扶養親族の数が変更(子の出生)になった場合は、減税額の増額は年末調整又は確定申告で行います。

定額減税における扶養親族と所得税における扶養親族は意味合いが違いますので、ご不明点は事務局まで。

6月2日以降に入社となる場合は年末調整にて定額減税を行うので、毎月の給与からは減税を行わないのでご注意ください！

## 定 額 減 税 ②

源泉徴収票を作成する際に、今年は「摘要」に①「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載しないとイケません。控除しきれない金額がある場合は②「控除外額×××円」と記載します。引き切れた場合は②が「控除外額0円」と記載する事になります。

### 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	[受給者番号]											
		[個人番号]											
		[職種等]											
		氏名 [フリガナ]											
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
		円	千	円	円	千	円	円	円	円	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						控除対象扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		基礎控除のある親族の数		
		特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	人		人	人	人		
有	なし	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額	
円				円				円				円	
(摘要)													
(記載例①): 年末調整を行った一般的な場合 源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円													
生命保険料の金額の内訳		厚生年金保険料の金額		国民年金保険料の金額		介護保険料の金額		新制度国民年金保険料の金額		国民年金保険料の金額		国民年金保険料の金額	
円		円		円		円		円		円		円	
任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料		任意加入者等の保険料	
円		円		円		円		円		円		円	

上記の図のような記載となりますので、今年は記載する箇所が増えますので、お気を付けください。Excelなどで作成したい方は事務局までご連絡下さい。

控除しきれない金額については、千円未満を切り上げ、万単位での給付となります。

例)「控除外額 3000円」の場合は、1万円が給付。

「控除外額 12000円」の場合は、2万円が給付となります。